

島根県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部改正について

1 改正要旨

公告式に係る事務の効率化を図るため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

条例の公布について、島根県後期高齢者医療広域連合事務所の掲示場のみに掲示して行うこととするもの。

3 施行期日

公布の日